

琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際 の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文 書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867

18

安全保障調整に関する件

三一九六
米保長

へ方を、米綱に対し、「日本憲法に抵触せざる相互援助条約」と云う形で表現された。

日本側の諸事情を充分考慮に入れると共に、樺東金殻の安全保護の要請にも応じ得るものとして、一案を提示越したが、右草案に於て問題となるのは、(1)第五条に於て援助義務発動の対象たる被攻撃地域（狭義の衆約地域）を日本本土、沖繩、小笠原、及び太平洋地域の米領土としている点、及び(2)第六条に於て米軍の日本基地使用を規定すると共に附屬取扱に於て狭義の衆約地域外（広義の衆約地域）の戰闘行為の為め之を作戦的に使用する場合の事

前協議を規定している点、の二点である。

三 狹義の条約地域の問題

(1) 米草案に於て「太平洋地域の米領土」が含まれている点は、相互援助の建前よりすれば当然であり、米側は、日本援助の条約上の義務を負うことに見合ひものとして翻り難き点と思われる。此の問題は相互援助の形を塗へる問題であつて、援助義務の内容如何に拘らない。

(2) 此の点に関し、米国が実質的に日本に期待するものは基地供与であるから、狭義の条約地域より太平洋地域の米領土を除き、米国の日本援助義務と日本の基地供与で均衡すると考へ方があるが、

1、從来の米側の基本的態度は右引であり、

2、新条約に於ける日本の基地供与の考へ方は、渺くとも作戦的使用に就ては甚だ制限的であつて、均衡し得るや問題であ

り、
3、「基地を貸して米国に守って貰う」と云うことでは自主性の要請に反し、

此の考へ方では話は成立たないと思われる。

(2) 従つて、日本側に於て憲法上集団的自衛権が認められないと云う理由、又は「新条約によつて日本が新たな義務を負つた結果日本が戦争に捲込まれる可能性が増した」と云う印象は避けなければならぬと云う理由、等で「太平洋地域の米領土」を含ま

しめ得ないとすれば、米国の援助義務を通常の相互援助条約の場合よりも弱いものとせざるを得ないと思われる。

(二) 沖縄、小笠原を含めるべきや否やが国内で議論されているが、之を含めることは当然であると考へる。

四 広義の条約地域の問題

(1) 米草案第六条冒頭の表現は明確を欠くが、十月六日の先方の説明によれば、右は米国が駐留の権利を与へられると云う表現を避けつつ、日本に駐留する米軍は、日本の防衛に寄与するのみならず極東の平和と安全に寄与する為め使用されるものなる意味を含める趣旨であることが明らかになつた。此の点は、日米間の安全保障が極東の一般的安全保障の一環たる事実より米

側は之を必須の要件とし、又我方も実質的に之を拒む理由がないことよりして、何等かの形で条約上明らかにして置くべきである。

(2) 条約上に於て直接日本防衛の為め以外の米軍駐留を認めることは、相互援助の建前で既に権利義務關係の均衡があるのであるから、其の上斯る駐留を認めるとは均衡を失することとなるとの考へ方もあるが、駐留を認めることに依り我方の得べき利益は、我國自衛力の現状に鑑み直接日本防衛に寄与する点は別とし、極東の集団安全保障の一環としての駐留米軍の抑制力にあると解すべきであり、尚我間に直接職禍を及ぼす危険のある作戦的基地使用の場合の事前協調を米国に承諾せしめ得るな

らば、双方の間に均衡が存すると謂へるであらう。

(iv) 前記三回に述べた通り、米国の日本防衛義務と日本の基地供与では話は成立たないと思われるが、何れにせよ、現行条約を改めて、一方に於て在日米軍の域外使用に事前協議の条件を課し、他方米国は日本防衛の義務を負わせようとするだけでは、所謂自主性のみに走つて双務性を欠き、実際問題として交渉の成立は困難である。

(v) 以上の諸点に鑑み、先づ前記三の(i)及び(iv)に付米側の態度を実旨止めると共に、三の(iv)及び(v)に關し我方の限界を決める必要がある。

(vi) 右の結果、三の(i)及び(iv)が何れも動かし難いとすれば、此の間

に何等かの歩み寄りを考へなければならぬが、其の場合我方の対案として別紙案第五条の如きものは如何かと考へられる。又第

六条は別紙案第六条の如き表現としては如何かと考へられる。
★ 「日本憲法に抵触せざる相互援助条約」との考へ方より、第五
条に關しては米側提案の如く米國領土を狭義の条約地域に含まし
め（其の場合太平洋を西太平洋に改めることを考慮する）、以て
今後の交渉の基礎とすることが適當であると思われる。他面別紙
の対案は決して満足すべきものでなく、又米側が應ずるや否やも
分明でないが、現存する諸協約の下に於て冒頭に述べた我方当面
の関心事項を一應取入れておるものとして、現段階に於ける解決
策たり得るものと思われる。

別紙

(第五条) 日本国の領土又は平和条約第三条に規定された地域に對して外部から武力による攻撃が行はれた場合には、両当事国は相互に協力することを約し、かつ効果的に事態に對処するため、各政府は憲法の範囲内に於て必要と認める措置を執るものとする。(第二項略)

(第六条) 前条の目的を達成するため、並びに極東の平和と安全に寄与するため、合衆国は、両政府間の合意により定めるところに従い、合衆国の陸軍、空軍及び海軍の軍隊を日本国内及びその附近に配備することがであるものとする。

前項の合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備答

規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

(註) 日本区域外の戰闘行為のための日本基地の作戦的使用及び機兵機捜査に關する米側フォーマラを伴うものとする。